

日行連発第 361 号  
平成 27 年 8 月 3 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 遠田 和夫  
第一業務部  
部長 益本 納

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う OCR シート第 3 号様式の 3 の改正について

今般、国土交通省より、本年 10 月 5 日の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い OCR シート第 3 号様式の 3 を改正するため、平成 28 年 1 月以降に自動車重量税還付申請を行う場合は新様式を使用していただきたい旨の事務連絡が参りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

番号利用法においては、個人番号の提供を受ける者（自動車重量税還付申請の場合は運輸支局長等）は、当該提供をする者から「番号確認」ができる書類及び本人の「身元確認」ができる書類の提示を受けることとなっています。番号利用法における本人確認に係る詳細等につきましては、内閣官房・マイナンバー（社会保障・税番号）制度ホームページをご確認ください。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等について、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しておりますので、ご承知置きください。

記

【別添】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う OCR シート第 3 号様式の 3 の改正について  
(平成 27 年 7 月 8 日付、国土交通省・事務連絡)

【内閣官房・マイナンバー（社会保障・税番号）制度ホームページ】

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

以上

事 務 連 絡  
平成 27 年 7 月 8 日

日本行政書士会連合会 御中

国土交通省自動車局自動車情報課

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」  
の施行に伴うOCRシート第3号様式の3の改正について

平素より国土交通行政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年10月5日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）が施行され、平成28年1月1日からは国税に関する申告書、申請書、届出書その他の書類には個人番号又は法人番号（以下、「番号」という。）を記載することとなります。

これに伴い、自動車重量税還付申請書についても番号の記入が必要となることから、OCRシート第3号様式の3を別添のとおり改正し、平成28年1月以降に自動車重量税還付申請を行う場合はこちらの様式を使用していただくこととなりますので、貴会傘下会員への周知をお願い致します。

ただし、永久抹消登録申請又は解体届出のみを行う場合は、平成28年1月以降も改正前の様式を使用することは差し支えありません。

なお、番号利用法においては、個人番号の提供を受ける者（自動車重量税還付申請の場合は運輸支局長等）は、当該提供をする者から個人番号を確認できる書類（個人番号カード、個人番号通知カード等）及び本人の身元を確認できる書類（個人番号カード、運転免許証等）の提示を受けることになっておりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

